

平成 24 年度決算に基づく 平成 25 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表

平成 24 年度決算に基づき算定した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の健全化判断比率及び同法第 22 条第 2 項の資金不足比率について、同法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により下記のとおり公表します。

財政健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|------------------|--------|----------|---------|--------|
| 健全化判断比率 (伊江村) | — | — | 4.3 | — |
| 早期健全化基準 | 15.00 | 20.00 | 25.00 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 40.00 | 35.00 | |

備考：健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表す。

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 2 項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 会計区分 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------------|--------|---------|
| 伊江村水道事業会計 | — | 20.0 |
| 伊江村船舶運航事業会計 | — | |

備考：各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額または連結実質赤字額がないことを表す。